主 文本件控訴はこれを棄却する。 当審の未決勾留日数中百五十日を被告人が言渡された刑に算入する。 理 由

本件控訴の趣旨は末尾に添附してある弁護人新谷春吉作成名義控訴趣意と題する 書面記載の通りである。これに対し当裁判所は左の如く判断する。

論旨第一点について。

論旨第二点について。

被告人は当時築地警察署の代用監獄に在監中の者であつたがこれに対する起訴状の送達は同送達報告書によると送達の場所を「千代田区霞ケ関一ノー」警視庁刑事押送係」とし受送達者を「築地警察署在監警視総監」として昭和二十四年四月十八日右場所に送達せられていることは論旨指摘の通りである。右送達の方法で、要旨第二〉訴訟法第百六十八条の規定に適合しているか否かの判断は暫く。あるそ送達ということは書類を特定の人に〈/要旨第二〉手交する手段に過ぎないのであるを送達ということは書類を特定の人に〈/要旨第二〉手交する手段に過ぎないのであるがら手段に何等かの過誤があつても兎に角書類が法定の期間内に送達を受救してあるの手裡に受領せられるもならば送達は完全にその目的を達し手続の違法はあるであるの手裡に受取つた時おいて送達が有効になされたものと違法はなられて被告人は本件起訴状の謄本を築地警察署ににおいて右四月十八日であるで起記しているから本件起訴状の謄本はその起訴のといるがあるで起訴のといるがあるでは表記である。

以上の理由によつて本件控訴を理由なきものとし刑事訴訟法第三百九十六条に従 つて主文の如く判決する。

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)